

# **新型コロナウイルス感染症に備えた 避難所運営に係るガイドライン**

令和2年6月  
奈良県総務部  
知事公室防災統括室

## はじめに

世界中で新型コロナウイルス（COVID-19）の感染が拡大するなか、避難所における感染拡大を防止するためには、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、「3つの密（密集・密接・密閉）」を避けるため、平時からの事前準備と、避難所開設・運営時の対応を適切に行う必要があります。

このたび、県では、県内市町村の感染症対策状況調査の結果を踏まえ、具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、「奈良県避難所運営マニュアル」（平成29年3月策定）を補足する観点から、「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン」（以下、本ガイドライン）を作成いたしました。調査にご協力いただいた各市町村の皆様には、改めて御礼申し上げます。

本ガイドラインは、①平時の事前準備、②避難所開設時、③避難所運営時の3つの段階に分けて、重要な対策をまとめたものです。

各市町村におかれては、本ガイドラインを参考に、避難所における感染拡大を防止するため、地域の実情に応じた円滑な避難所運営が行えるよう取り組んでください。

※今後、状況の変化や新たな知見等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行います。

令和2年6月 奈良県総務部知事公室防災統括室

# 新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るチェックリスト

## 平時の事前準備

- 十分な避難所数の確保
- 適切な避難行動についての住民周知
- 感染症対策に必要な物資の準備
- 濃厚接触者への対応
- 避難所レイアウトの準備
  - 検温・問診を行う受付の準備
  - スペースの確保
  - 避難住民向け案内表示の準備

## 避難所開設時

- レイアウトに基づく設営
- 避難者の受付時の対応
  - 検温・問診の実施
  - 濃厚接触者、発熱・咳等がある者の隔離
  - 避難者への感染症対策の注意喚起
  - 避難者情報の管理

## 避難所運営時

- 避難者の体調確認
- 緊急時対応（感染の疑いがある者の隔離等）
- 感染症対策の徹底・継続

# 本編

## 基本的な考え方

避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、どこにでもウイルスがいることを前提としつつ、次の事項を徹底する。

- ・避難所において、換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」といった、いわゆる「密」の状況を生み出さない（「ゼロ密」の達成）
- ・一人ひとりの「うつらない・うつさない」ための基本的な感染症対策
- ・感染者の発生を把握し、また、感染拡大を防止するための避難者の健康管理

## 平時の事前準備

### 第1 十分な避難所数の確保

避難所が密集場所となることを防ぐため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所を開設し、避難者が集中しないよう努める。主な検討事項は次のとおり。

#### (1) 学校や公民館の空き教室の使用

これらの施設は、濃厚接触者、発熱・咳等がある者の専用スペースとしての活用も検討する。

#### (2) 国有施設及び県有施設の活用

これらの施設は、活用可能施設一覧が国及び県より適宜提供される予定。

#### (3) 旅館・ホテル等の宿泊施設の活用

活用にあたっては、事前に協定の締結等を行い、各市町村と宿泊施設との間で相互に認識を図るよう努める。宿泊施設が請け負うべき業務内容としては、避難スペースの提供のみを原則とし、基本的な避難所運営は、市町村が主体となっていく。

これらの施設も、活用に向けた施設一覧が国より適宜提供される予定。

(参考) 県では、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合へ、災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用について、組合加盟施設に対する周知と協力を依頼。市町村は、地域の旅館・ホテルと個別に協議し、協定等を締結することにより、施設の確保に取り組むこととする。

#### ● 県内市町村における有効な取組事例

- 必要に応じて県と調整し、旅館、ホテル組合等との協定に基づき、宿泊施設の避難所としての利用を検討中【奈良市】

- 地域防災計画での指定避難所以外の公共施設（町文化会館・学校教室その他）で分散開設できないかどうか、当該施設管理担当と協議予定【川西町】
- 自治会の集会所の活用を検討【田原本町】
- 現状、指定避難所である学校では、体育館が避難スペースだが、体育館だけでなく教室も利用【王寺町】
- 宿泊施設については、自主避難所として開設【川上村】

## 第2 適切な避難行動についての住民周知

避難所への集中を防ぎ、かつ避難所での感染を防止するため、適切な避難行動についての住民周知を行う。主な周知事項は次のとおり。

### (1) 自宅での待機の検討

参考様式①  
避難行動判定フロー（内閣府等）

「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅の災害の危険性を確認し、安全性が確保できる場合は自宅に留まることも重要である。そのためにも、事前にハザードマップ等により居住地域の災害リスクを確認し、自宅の危険性や避難の必要性、避難所の場所や移動方法を事前に検討する必要がある。

※感染等を恐れて住民が避難行動を躊躇しないよう、周知内容に留意する。

### (2) 指定避難所以外への避難の検討

避難所は「密」を満たしやすい状況であることから、親戚や友人の家、旅館やホテル、自宅での垂直避難（在宅避難）等、避難所以外への避難も検討する。

※指定避難所以外の避難所を開設する際は適切に情報発信を行う。

参考様式②  
防災グッズ（女性視点の防災ハンドブック）

### (3) 必要な物資等の持参

市町村の備蓄品には限りがあるため、避難生活において必要となるものを可能な限り持参することが重要である。

特に、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、体温計、手指消毒剤、スリッパ、タオル、ゴミ袋等は、できる限り各自で用意しておき、避難の際には持参することが望ましい。

※マスクの着用や体温計等の持参については、住民への避難の呼びかけの際にも周知する。

### ● 県内市町村における有効な取組事例

- 自治体のHP及び広報誌、SNSを活用し、独自の啓発誌面や折り込みチラシ等を掲載するなどして周知【ほぼ全ての市町村】
- 自主防災組織や自治会を活用した周知【橿原市、三郷町、王寺町】
- 内閣府（防災担当）消防庁のチラシを配布もしくは自治会への回覧【田原本町】
- 下市ケーブルテレビ及び下市町広報にて周知【下市町】
- 村の広報誌への掲載に加え、防災タブレットへ配信予定【十津川村】

- 防災行政情報放送設備（有線・村民宅全戸設置）により村新型コロナウイルス対策本部からの周知事項を令和2年4月9日から毎日放送中【東吉野村】

参考様式③

必要と考えられる物資（内閣府等）

### 第3 感染症対策に必要な物資の準備

避難所における感染症対策に必要な物資について、十分に確保しておくよう努める。  
主な物資は次のとおり。

#### （1）予防及び健康管理に必要なもの

- ・マスク
- ・非接触型体温計及びサーモグラフィ
- ・間仕切り（段ボールベッド、パーティション、簡易テント等を含む） など

#### （2）消毒用品等

- ・石けんやハンドソープ
- ・アルコール消毒液（手指消毒用）
- ・次亜塩素酸ナトリウム（物品消毒用）
- ・ウェットティッシュ（アルコール除菌のものが望ましい）、ペーパータオル など

#### （3）避難所運営スタッフの個人防護具

- ・マスク
- ・フェイスシールド
- ・ビニール手袋等 など

#### （4）感染症の発生に備えた物資

- ・防護着、不織布キャップ、レインウェア（上下）
- ・ゴーグル、使い捨てのゴム手袋・ビニール手袋等、長靴 など

（参考）県では、避難所内における避難環境の向上や避難者のプライバシー保護等のため、西日本段ボール工業組合と「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」を、NPO法人ボランティア・アーキテツネットワーク（VAN）と「避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定」を締結している。

#### ● 県内市町村における有効な取組事例

- 避難所へ事前にコロナ対策用としてマスクを配布するほか、その他会議室等を避難場所にするため、折りたたみ敷きマット・自動膨張敷きマット・段ボールベッドを確保予定【天理市】
- 段ボールベッド、パーティション等協定の活用及び締結先との事前連絡【葛城市、斑鳩町、明日香村】
- 各避難所に換気用サーキュレーターや空気清浄機を設置予定【川西町、野迫川村】

## 第4 濃厚接触者への対応

市町村は、濃厚接触者と確定した者（以下「濃厚接触者」という）の避難に対応できる避難先についてあらかじめ決めておくとともに、管轄の保健所へその情報を提供する。保健所は、行動確認・生活上の注意点に関する説明の機会の際に、避難先や市町村の連絡先等についても併せて対象者へ周知するものとする。

## 第5 避難所レイアウトの準備

避難所における避難者の配置について、感染症拡大防止の観点から十分に配慮するよう努める。主な検討事項は次のとおり。

### （1）検温・問診を行う受付の準備

避難者の健康状態を確認し、健康状態に応じて避難者を適切に誘導するため、避難所の外（入口付近）に検温・問診を行う受付を設置する。

### （2）スペースの確保

#### 【一般の避難者への対応】

十分なスペースを確保し、「密」の状態を防ぐようレイアウトを検討。

- ・1家族が1区画（3m×3mが目安）使用し、人数に応じて広さを調整する。
- ・家族間の距離を1m以上あける。
- ・個人間の距離は、可能であれば2m（最低1m）あけることを意識する。
- ・テープ等による区画、パーティション、テントゾーンの通路の幅は1～2m以上とする。
- ・身体的距離を確保できない場合は、飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションを設置する。

#### 【発熱・咳等がある者や濃厚接触者への対応に必要な措置】

##### ①専用スペースの設定

- ・一般避難スペースとは別の棟・階などにある専用スペース又は専用避難所を設定
- ・個室がない場合や1部屋に複数人収容する場合は、間仕切り等で完全に分離
- ・換気ができる部屋であること
- ・可能な限り一人ひとりに個室及び専用トイレを用意。特に、トイレは使用者ごとに番号を振り、それ以外は使用しないのが望ましい

##### ②専用の動線の設定

- ・建物に複数の入口がある場合、通常の避難者とは別の専用入口を設定。入口が一つの場合は、間仕切りによる動線の分離も検討
- ・他の避難者と一切交わらないよう、それぞれの専用の動線を確保

##### ③専用のゴミ箱を設置（可能な限りフタ付きの物を準備）

### （３）避難住民向け案内表示の準備

手洗い、マスクの着用を含む咳エチケット、「密」の回避、スタッフに申し出るべき症状などをまとめた案内表示をあらかじめ準備する。

#### ● 県内市町村における有効な取組事例

- 避難所入口の外に「事前受付」を設置し、健康状態チェックカードの提出、検温を求める【橿原市】
- 氏名、住所等の個人の情報と併せて、発熱状態や体調などを避難所の受付の際に確認【明日香村】
- 村広報 6 月号に避難前の検温実施及び 37.5℃以上の熱や風邪症状がある方は役場や区長に申し出るように周知を掲載予定【東吉野村】
- 避難者同士の距離を出来るだけ保ち、間仕切りテントを使用することにより飛沫の飛散防止を実施【大淀町】
- 発熱や体調不良者については完全分離を行う考えであり、またマルチトイレの増設を行い、体調不良者専用トイレを設置し、2次感染の防止を検討【天理市】
- 健康状態の確認を行い、軽症例の避難者は一旦隔離後、医療機関へ移送【広陵町】

## 避難所開設時

### 第 1 レイアウトに基づく設営

あらかじめ作成したレイアウト案に基づき設営を行う。要点は次のとおり。

- （１）避難所の外（入口付近）に検温・問診を行う受付を設置
- （２）発熱・咳等がある者や濃厚接触者に対応できる専用スペースの準備
- （３）消毒液及び配布用マスクの配置、間仕切り等の設置
- （４）居住スペースの区画分け（養生テープ貼り付け、間仕切り等設置）
- （５）感染症対策に関する案内表示の掲示
- （６）施設の消毒

避難所の設営が終了したら、避難者が避難に来る前に消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）を使用して消毒を行う。

#### ● 県内市町村における有効な取組事例

- 間仕切りやパーティション等を活用したスペースの確保【ほぼ全ての市町村】
- 避難者同士の距離を出来るだけ保ち、間仕切りテントを使用することにより飛沫の飛散防止を実施【大淀町・再掲】

## 第2 避難者の受付時の対応

避難者の情報や体調等を適切に把握するため、避難所受付において次の対応を行う。

参考様式⑦  
入所時健康チェックシート

### (1) 検温・問診の実施

避難所へ入所する前（受付の際）に、避難者全員に検温・問診を行う。問診の結果、発熱・咳等がある者や濃厚接触者であった場合は、速やかに専用スペースに移動していただく。また、検温・問診の際は、受付待ちの避難者が密接しないよう留意する。

### (2) 濃厚接触者、発熱・咳等がある者の隔離

避難者より濃厚接触者である旨の申し出を受けた場合や、検温・問診の結果発熱・咳等がある者であった場合は、避難所内の専用スペースへ一時的に隔離するとともに、必要に応じて医療機関や保健所へ連絡・相談し、その指示に従う。濃厚接触者同士及び、濃厚接触者と発熱・咳等がある者のスペースは分ける。

専用スペースがやむを得ず確保できない場合は、車中で待機していただくことも検討する。

### (3) 避難者への感染症対策の周知

避難者に対して次の事項に関し周知し、感染症対策への協力を要請する。

#### ①「密」の回避

#### ②手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策

- ・マスクの着用
- ・手指の消毒の徹底
- ・靴をビニール袋に入れて保管
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理 など

#### ③定期的な体調確認

### (4) 避難者情報の管理

感染者が発生した場合に備え、受付時に避難者の情報を管理する。

避難者の氏名、年齢、性別、連絡先、車両ナンバー（車で避難してきた場合）などを記録しておき、万が一感染者が発生した場合の追跡調査に備え、少なくとも2週間は保管しておく。個人情報であることから、厳重な管理を行う。

## ● 県内市町村における有効な取組事例

- 避難所入口の外に「事前受付」を設置し、健康状態チェックカードの提出、検温を求める【橿原市・再掲】
- 氏名、住所等の個人の情報と併せて、発熱状態や体調などを避難所の受付の際に確認【明日香村・再掲】
- 常時換気可能な施設は時間を決めず、換気を継続して行う【奈良市、大和高田市、香芝市、河合町】

- ▶ 特にトイレにおいて、基本的な手洗いから手指消毒についての啓発を強化【大和高田市】
- ▶ ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知【多くの市町村】
- ▶ アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置【多くの市町村】
- ▶ 避難者が手にふれやすい手すりやドアノブ等を定期的に消毒【奈良市、三郷町】
- ▶ 避難所内においてはマスク着用を徹底するよう周知【三宅町、曾爾村】

## 避難所運営時

### 第1 避難者の体調確認

参考様式⑧  
入所後毎日の体調管理簿

避難者及び避難所運営職員は、避難中及び運営中も定期的に検温・問診を実施する。なお、一般スペースだけでなく、車中泊・テント泊等による避難者がいる場合は、それらの者に対しても漏れがないよう留意する。

#### ● 県内市町村における有効な取組事例

- ▶ 発熱の有無や問診により体調不良を確認し、避難所に入った後も定期的に健康状態を確認【多くの市町村】

### 第2 緊急時対応（感染の疑いがある者の隔離等）

避難中に感染の疑いがある者が出了場合は、帰国者・接触者相談センターへ連絡・相談するとともに、以下の手順で対応する。

#### （1）該当者の隔離

感染の疑いがある者を専用スペースに隔離する。専用スペースは、あらかじめ検討・用意していた個室等を使用する。私用車で避難していた場合は、私用車を使用することも検討する。

隔離に際しては、入口から専用スペース、トイレに至るまで専用の動線を確保し、一般の避難者と交わらないよう留意する。

#### （2）施設の消毒

感染の疑いがある者が使用した箇所について、消毒を実施する。消毒の際には、個人防護具着用のうえ、消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）を使用する。

#### ● 県内市町村における有効な取組事例

- ▶ 発熱、咳等の症状が出た人には、間仕切りなどを用いたり、専用スペースやトイ

レを確保したりする。症状がある人同士を同室にはせず、医療機関への搬送も検討する【奈良市】

- 完全に動線を分けて看護職の誘導で別室に避難してもらうとともに、部屋だけでなく、トイレ等も別にする【大和高田市】
- 発症後に陽性が判明した場合は、保健所・医療機関の指示に従う。当該避難所への避難者の氏名等を確認の上、濃厚接触の危険性がある旨通知。【川西町】

### **第3 感染症対策の徹底・継続**

避難者及び避難所運営職員は、以下の基本的な感染症対策を継続して行う。

#### **(1) 「密」の回避**

- ・ 1～2 m間隔の通路を設けておくことで、避難者間の距離を確保する。
- ・ 1時間に2回程度、対角方向の窓を開けるなどして換気を行う。

#### **(2) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策**

#### **(3) 避難所の衛生環境の確保**

定期的及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤や消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）等を用いて、物品や頻繁に手を触れる部分（手すりやドアノブ等）の清掃・消毒を行う。

#### **(4) 食事時間等の管理**

密集・密接を避けるため、避難者をいくつかのグループに分けて、食事の時間をずらす。また、食事の際には、飛沫感染を防止するため、できるだけ会話を控えていただくよう周知する。

#### **(5) 収束後の対応**

収束後には、避難所として活用した全ての箇所（一般スペース、専用スペースを問わない）について消毒を実施する。

#### **● 県内市町村における有効な取組事例（すべて再掲）**

- 常時換気可能な施設は時間を決めず、換気を継続して行う【奈良市、大和高田市、香芝市、河合町】
- 特にトイレにおいて、基本的な手洗いから手指消毒についての啓発を強化【大和高田市】
- ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知【多くの市町村】
- アルコール消毒液を各入口やトイレ等に設置【多くの市町村】
- 避難者が手にふれやすい手すりやドアノブ等を定期的に消毒【奈良市、三郷町】
- 避難所内においてはマスク着用を徹底するよう周知【三宅町、曾爾村】